

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年 6月30日
【会社名】	大和ハウス工業株式会社
【英訳名】	DAIWA HOUSE INDUSTRY CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大野 直竹
【本店の所在の場所】	大阪市北区梅田三丁目 3 番 5 号
【電話番号】	大阪 06(6342)1400
【事務連絡者氏名】	上席執行役員 IR室長 山田 裕次
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区飯田橋三丁目13番 1 号
【電話番号】	東京 03(5214)2115
【事務連絡者氏名】	東京本社経理部長 中里 智行
【縦覧に供する場所】	大和ハウス工業株式会社 東京本社 (東京都千代田区飯田橋三丁目13番 1 号) 大和ハウス工業株式会社 名古屋支社 (名古屋市中村区平池町四丁目60番地 9) 大和ハウス工業株式会社 横浜支社 (横浜市西区みなとみらい三丁目 6 番 1 号) 大和ハウス工業株式会社 神戸支社 (神戸市中央区磯辺通四丁目 2 番22号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

平成29年6月29日開催の当社第78期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成29年6月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の配当の件
期末配当に関する事項
当社普通株式1株につき金52円

第2号議案 取締役19名選任の件
取締役として、樋口武男、大野直竹、石橋民生、河合克友、香曾我部武、藤谷修、土田和人、堀福次郎、芳井敬一、濱隆、山本誠、田辺吉昭、大友浩嗣、浦川竜哉、出倉和人、有吉善則、木村一義、重森豊及び藪ゆき子の19氏を選任する。

第3号議案 監査役3名選任の件
監査役として、平田憲治、飯田和宏、西村達志の3氏を選任する。

第4号議案 役員賞与の支給の件

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	賛成率(%)	決議結果
第1号議案	5,533,651	1,113	461	98.70%	可決
第2号議案					
樋口武男	5,155,207	356,324	23,673	91.95%	可決
大野直竹	5,289,792	221,742	23,673	94.35%	可決
石橋民生	5,272,491	244,774	17,943	94.04%	可決
河合克友	5,273,120	244,145	17,943	94.05%	可決
香曾我部武	5,268,429	248,836	17,943	93.97%	可決
藤谷 修	5,315,702	201,563	17,943	94.81%	可決
土田和人	5,314,921	202,344	17,943	94.80%	可決
堀福次郎	5,314,803	202,462	17,943	94.79%	可決
芳井敬一	5,314,943	202,322	17,943	94.80%	可決
濱 隆	5,314,355	202,910	17,943	94.78%	可決
山本 誠	5,314,910	202,355	17,943	94.79%	可決
田辺吉昭	5,314,943	202,322	17,943	94.80%	可決
大友浩嗣	5,314,865	202,400	17,943	94.79%	可決
浦川竜哉	5,300,019	217,246	17,943	94.53%	可決
出倉和人	5,299,964	217,301	17,943	94.53%	可決
有吉善則	5,244,395	292,868	17,943	93.18%	可決
木村一義	5,298,753	235,992	461	94.51%	可決
重森 豊	5,409,572	125,176	461	96.48%	可決
藪ゆき子	5,409,437	125,311	461	96.48%	可決
第3号議案					
平田憲治	5,368,238	166,541	461	95.75%	可決
飯田和宏	4,714,324	820,456	461	84.08%	可決
西村達志	5,265,599	269,178	461	93.91%	可決
第4号議案	5,166,025	362,540	6,674	92.14%	可決

(注) 各議案の可決要件は次のとおりです。

1. 第1号議案、第4号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成であります。
2. 第2号議案及び第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上